

## 二つの国造

— 前と後 —

### はじめに

古代史において基礎となる史料は記紀を始めとして複数あるが、当然ながらその所伝に相違のあることも多い。時には雅語・訛語の差であったり、あるいは過誤であったりということ、合理的に解決できる場合もあるが、どうしても一致しない全く異なる所伝に出会うこともある。

本稿では古代日本の地方官である国造の二、三を取り上げ、記紀ないし風土記・先代旧事本紀など諸資料の記述の間で異伝の存する際における、一つの解釈を示して諸輩のご批正を請う次第である。<sup>(1)</sup>

### 一 遠江国造

当国造は、『古事記』によると建比良鳥命を祖とする<sup>(2)</sup>。ヒラトリは天穗日命の子であるので、出雲国造を宗家とするいわゆる出雲氏族である。しかし『旧事記』の国造本紀には、物部氏の祖である伊香色雄命の子の印岐美命が成務朝に遠淡海国造に任じられたとある。つまり物部氏族である。この二つの所伝をどう考えればよいだろうか。

## 告井 幸男

そこですまず当国近辺の国造を調べてみると、西隣の三河国造は、物部連の祖である出雲色(醜)大臣(饒速日尊三世孫)の五世孫知波夜命が、成務朝に国造となったとされる。次に久努国造(山名郡久努郷)は、仲哀朝にやはり物部連の祖の伊香色男命の孫の印播足尼を国造としたとある。<sup>(3)</sup>次に素賀国造(佐野郡曾我)は美志印命が神武朝に国造となったとする。<sup>(4)</sup>美志印は他に所見がないが、美志の名と神武朝ということを考え合わせると、物部遠祖でニギハヤヒの子のウマシマチ(可美真手、宇摩志麻治)とするのも強ち無謀ではなからう。<sup>(5)</sup>

東隣の珠流河(駿河)国造は、国造本紀では物部連の祖の大新川命の子の片堅石命が成務朝に任じられたとし、天孫本紀では十市根大連の子で物部胆昨宿祢の弟の物部片堅石連公が駿河国造の祖であるとす。その東の伊豆国造も、やはり物部連の祖の天薙梓命の八世孫の若建命が、神功朝に任じられたとされる。<sup>(6)</sup>

さらに国造以外にも目を向けると、印岐美連公は天孫本紀によれば、遠江国造のほか久努直・佐夜直らの祖でもあるという。また、大小木連公も佐夜部直・久奴直らの祖であり、さらに竹古連公は三川蘊連らの祖とされる。<sup>(8)</sup>当国の西にも東にも物部氏族が繁衍していることが確

初代国造とされる印岐美に関しては、磐田郡に入見郷・入見神社があり、その東北が山名郡久努郷、その東が佐野（夜）郡であり、国造一族の勢威はこの辺りを本拠に、後世当国全域に蔓延したものと思われ、浜名・長田・榛原に物部が確認できる。また、山香郡相月村は天物部二十五部の一つ相槻物部の拠地ともされる。

以上に比して、出雲氏族の痕跡は尠い。その数少ないうちの 하나가、浜名郡の土師部であり、天平十二年の輪租帳に「津築郷土師部小真木」がみえる。同郡には英多郷・英多神社があり、浜名県主の存在が推測される。つまり出雲氏族の遠江国造というのは、その実この浜名県主で、物部系の国造が任じられる以前に、当国造を自認していたものであろう。当氏族は本宗家の出雲国造の他に、『古事記』では无邪志（武蔵）・上菟上（海上）・下菟上・伊自牟（伊甚）の諸国造と津島（対馬）県直がおり、『旧事記』ではさらに、

相武国造 成務朝 武刺国造の祖・伊勢都彦命の三世孫の弟武彦命  
 菊麻国造 成務朝 无邪志国造の祖・兄多毛比命の子の大鹿国直  
 阿波国造 成務朝 天穗日命の八世孫 弥都侶岐命の孫の大伴直大瀧  
 新治国造 成務朝 美都呂岐命の子の比奈羅布命  
 高国造 成務朝 弥都侶岐命の孫の弥佐比命

をあげていて、太平洋岸を東北上する発展の経路がうかがわれる。

浜名郡には伊勢神宮の浜名神戸があり（『新抄格勅符抄』『神宮雜例集』）、また、引佐町井伊谷近辺には四―五世紀代の古墳が顕著にみられ、浜名湖縁辺の浜名・引佐は、遠江国内でも早い時期から地域権力が形成されていたと思われる。引佐町には北岡大塚古墳（前方後方

墳）と馬場平古墳（前方後円墳）、そして三方原台地東縁の浜北市に赤門上古墳（前方後円墳）がある。前方後円墳体制に包含される以前に、東遠江にすでに一定の地域権力を築いていたのだろう。

これに対して当国で最大の前方後円墳が造られ、県内でも最も古墳の集中する地域が、遠江中部の磐田原台地である。台地西縁に小銚子塚古墳（前方後方墳）と銚子塚古墳、南西端に庚申塚古墳と連福寺古墳、南東端に連城寺経塚古墳と松林山古墳、東縁に新豊院山二号墳の各前方後円墳が立地し、赤門上・銚子塚・連福寺・連城寺経塚・松林山・新豊院山二号には、三角縁神獸鏡が副葬されていた。新豊院山、銚子塚・小銚子塚などは四世紀代にさかのぼる。

また、佐野郡には一〇〇〇余基の古墳が五世紀以降に造られており、佐野郡から分かれた山名郡域にも四世紀から五世紀の有力古墳を筆頭とする大古墳群が形成されている。

以上のような考古学的知見からも、最初に当国西部の浜名地域が勢力を持った時期があり、続いて磐田を中心に佐野・山名あたりも含めて物部氏族が勢威を振るったのであろう。なお、本稿の主題とは直接かかわらないが、その後、東部の城飼・榛原郡周縁には、応神裔を称す土形君・榛原公（君）・幣岐君及び秦氏を中心とする渡来系氏族が扶植して、郡司氏族へと発展する。

引佐郡には三宅神社があり、龜玉郡には三宅郷があることから、この辺りに屯倉が広がっていたと思われる。浜名湖周縁の浜名・引佐・敷知に加え、龜玉そして長田、すなわち天竜川の西の諸郡は一帯の地域として把握しうるであろう。もちろん近江国や讃岐国の郡、あるいは和泉国日根郡の郷のように、河川を挟んだ兩岸を一体とする地域も

少なくないが、さすがに天竜川ほどの幅になると、それは兩岸を結びつけるよりも、隔てる性格のほうが強くならざるを得ない<sup>14)</sup>。つまり天竜川が、浜名県と遠江国造の勢力圏を分ける境界であったと考えられる。

以上より大胆に推測すれば、当国はまず西に出雲氏族の浜名県が存し、次に中部に物部氏族の遠江・久努・素賀国造が成立し、最後に東部の城飼・榛原・周智に応神裔と秦氏が発展したという歴史が描けるのではないかと思う<sup>15)</sup>。

## 二 穂国造

『古事記』の開化天皇条に、朝廷別王（丹波道主王の子）が「三川の穂の別の祖」とある。而して『先代旧事本紀』国造本紀には、雄略朝に葛城襲津彦（武内宿禰の子）四世孫の菟上足尼を穂国造に任じた<sup>16)</sup>とある。

国造本紀の雄略朝というのは、他の国造の設置時期と比べてかなり遅い。一方、『先代旧事本紀』天孫本紀によれば、成務朝の物部胆咋宿禰が三川穂国造の美己止直の妹伊佐姫を娶ったとある。太田亮氏はこのミコト直を、前述の朝廷（ミカド）別と同人とされるが、朝廷別は世代的には成務の父と同世代であり、強ち無理な想定ではない。

以上より最初は、丹波氏族（開化皇子ヒコイマス（丹波道主の父）裔）が国造であったのが、雄略朝すなわち五世紀中頃に、武内氏族（孝元孫武内宿禰裔）に交替したと考えられる<sup>16)</sup>。宝飯郡渡津郷兔足神社も、菟郡桜井郷は、その一族の拠地である<sup>16)</sup>。宝飯郡渡津郷兔足神社も、菟上足尼に関わるもので、武内系国造の拠地と思われる。なお、一宮の

砥鹿神社は、世襲神主家草鹿砥氏が、日下部↓日下戸↓草鹿砥と考えられることから、丹波氏族すなわち穂別と同族の日下部連の裔であるので、神社は依然、丹波系穂国造の奉斎したものと思われる。

この事例は、先程の遠江のように、前国造が県主として遺存しているというのとは違い、完全に交替してしまっている場合である。類型の二つ目として確認しておきたい。

## 三 山城国造

当国造については『旧事紀』の国造本紀に、阿多振命ないし天一目命を国造としたと見える<sup>17)</sup>。いづれも天津彦根の子孫すなわち凡河内氏族であるから、この点は問題ない。『古事記』にも「天津日子根命は、凡川内国造・額田部湯坐連・茨木国造・倭田中直・山代国造・馬来田国造・道尻岐閉国造・周芳国造・倭淹知造・高市県主・蒲生稻寸・三枝部造等の祖なり」とある。

なお、当国造は後の山城国でいえば、その南半を勢力圏としていたと考えられる。これは記紀などに山代を冠せられる地名が、簡城・紀伊（深草）・大内（宇治）・蟹幡などいわゆる南山城に限られることからうかがわれる。北半にあった葛野国の範囲が、後の愛宕や乙訓などにも及んでいたとする、先学の研究もその傍証となり得よう<sup>18)</sup>。

ところで諸国には国魂（玉）神社というのが存在する場合があり、国造によって奉斎されていたと考えられることが多い。例えば河内国魂神社は摂津国菟原郡にあるが、これは太古、河内が後の摂津（及び和泉）を包含しており、しかも国造の本拠地が後の河内国ではなく摂

史 窓 津国の地にあつたことを示している。<sup>(19)</sup>

山城国の場合、久世郡廿四座のうち「水主神社十座」として「並大、月次新嘗、就中水主坐天照御魂神、水主坐山背大国魂命神二座、預相嘗祭」とある、水主坐山背大国魂命神がそれに当たろう。そしてここで注目すべきは水主神社の祭神が、天照御魂神・天香語山神・天村雲神・天忍男神・建額赤命・建諸隅命・建筒草命・建多背命・倭得玉彦命・山背大国魂命であることである。天照御魂神は火明命、山背大国魂命は火明命の九世孫玉勝山代根古命とされ、全て『旧事紀』天孫本紀所載の尾張氏系譜に見える者であつて、<sup>(20)</sup>前述の山城国造の凡河内氏族ではない。

火明―天香語山―天村雲―天忍男―建額赤―建筒草は直系で、忍男の兄忍人の曾孫が建多背、その甥が建諸隅、その子が倭得玉彦である。この氏族は、建額赤の兄瀛津ヨソが妹のヨソ足媛を通じて皇室の外戚になつたのを機として、勢力を伸長することになつたが、額赤の子筒草のあととは続かず、忍人の系統の田背に氏上の地位が移つたようである。<sup>(21)</sup>但し田背は一足早く尾張に東下し、<sup>(22)</sup>弟ウナヒの子モロスミが後を継いで廷臣となつたらしい。<sup>(23)</sup>モロスミの妹オホアマ媛は崇神妃となつて、八坂入彦を産んだ。モロスミの子倭得玉彦はこの八坂入彦を奉じて美濃に下つたようで、子の弟彦はヤマトタケルによって「善射者」として美濃国から召されている。また、弟彦の弟若都保は美濃の伊福部の祖であり、甥の大八椅命は飛騨国造になつていたので、得玉彦の移住には子の弟彦・若都保、そして彦ヨソ（大八椅命の父）らも付き従っていたのだろう。

但し、得玉のもうひとりの子玉勝山代根子は、山代水主直らの祖と

されているから、少なくとも畿内に留まつたと考えられ、想像を逞しくすれば、大和葛城に留まつて朝廷に仕えたのではなからうか。<sup>(24)</sup>すなわち水主神社の祭神は、天火明から玉勝山代根子までの、この氏の歴代氏上として位置づけられる。<sup>(25)</sup>

水主直は、『姓氏録』山城国神別天孫にも「水主直。同上（火明命之後也）」とあるが、その拠地は、久世郡水主郷である。『同書』左京神別天孫には「榎室連。火明命十七世孫吳足尼之後也。山猪子連等、仕奉上宮豊聡耳皇太子御杖代。爾時、太子巡行山代国。于時、古麻呂家在山城国久世郡水主村（後略）」ともみえ、一族がこの地に居を構えていたことも確認できる。

尾張氏の姓は連であるが、丹波国造丹波直や但馬国造朝来直、同海直、丹後海部直のように、尾張以外の国造及びその一族は直姓であるのが普通である。従つて山代水主直は、その姓から言つても、水主神社及び水主坐山背大国魂命の祭神から言つても、山代国造であつたと考えてよからう。

国造であつたことの傍証となるのが、『旧事紀』天神本紀にニギハヤヒの降臨に随伴した神として、「伊岐志速保命。山代国造等之祖」とみえることである。イキシニホは胆杵磯丹杵穗・五十研丹穗命・伊伎志爾富命なども書かれるが、ニギハヤヒ乃至ホアカリの別名とされる。<sup>(27)</sup>この場合はホアカリと解すべきであろう。『姓氏録』山城国未定雑姓に「山代直。火明命之後也」とあるのも、一概に捨てがたい重要な史料である。先程、一族が厩戸王に仕奉っていたという記事があつたが、子の山背大兄王は山代国造の名を負つたものであるから、この氏族は久世郡水主辺りを本拠としながら、山背大兄の深草屯倉の

あつた紀伊郡深草郷も含む、南山城を国造として治めていたものと考えられる。<sup>(28)</sup>

その後、経緯はわからないが、同じく天孫族の凡河内氏族に国造は交替した。いつのことなのか、なぜなのか、史料などに明記がないので正確なところは不明であるが、以下、いくらか考えうることを述べたい。

久世郡には水主郷の北に栗隈郷がある。ここは古く栗隈県が置かれ、栗隈大溝の開発で有名な地である。舒明前紀に推古の女官として栗隈采女黒目があり、栗隈氏が国造同様に采女を出していたことがわかる。また、天智紀には、栗隈首徳万の娘の黒媛が水主皇女を産んだことが記される。栗隈と水主の一体性がうかがわれる。

甚だ根拠薄弱ではあるが、この栗隈県主栗隈首が尾張氏系山代国造の後身ではなからうか。<sup>(29)</sup>玉勝山代根子は世代的には景行朝になるが、それから数代して仁徳朝に栗隈大溝を開削するのにあたって、栗隈県主として功があつたのであろう。<sup>(30)</sup>それは水主というウジ名からもうかがわれるし、実際水主郷は木津川が湾曲している地にあるので、そこで培われた技術力が期待されて、採用されるところとなつたのだらう。<sup>(31)</sup>ちよつどその頃の地に、山城最大の久津川車塚古墳や芭蕉塚古墳が営まれるのも、無関係なことではない。<sup>(32)</sup>

従つて国造ではなくなつたものの、その勢威は衰えず、久世郡や北西隣の乙訓郡に同族が繁衍している。玉勝山代根子の曾祖父タセの弟マリネは石作連の祖、同じくテワニは身人部連の祖、また、タセの叔父妙トメも六人部連の祖とされる。石作は、天平勝宝九歳（七五七）四月七日付西南角領解（正倉院文書。続修後集十一裏）に「石作連目

辟。年廿一。山城国久世郡奈美郷」とあり、久世郡に居住が確認され

るとともに、乙訓郡には石作郷・石作神社・石作寺があつて、その繁栄ぶりがうかがわれる。六（身）人も、天平十五年（七四三）四月二十二日付弘福寺田数帳（東寺文書甲ノ号外）に列栗郷がみえ、戸主として六人部連小坂が記される。<sup>(34)</sup>下つて安和二年（九六九）七月八日付（紛失状）法勝院領目録（仁和寺文書）には「久世郡列栗皇宅町八段百八十歩」があげられ、その所在地のなかに「六人部里」がある。<sup>(35)</sup>

また、乙訓郡の向日神社の神主は現在に至るまで六人部氏である。

なお、一族はさらに北西へと移殖したらしく、丹波国天野郡に六（人）部郷・宗（我）部郷・雀部郷が存在する。天孫本紀に玉勝山代根古命は「雀部連、蘇宜部首等祖也」とみえる。六部郷は宗部郷の東に、雀部郷は六部郷の北にあり、一族が一同として扶植したことがうかがわれる。

斯様に尾張氏族が多くの痕跡を留めているのに対し、凡河内氏族は山背（代）をウジ名とするもの以外には、天平五年愛宕郡郷里未詳計帳（続修十）の奄智連橘売、神龜三年愛宕郡出雲郷雲下里計帳（正集十二）の高市県主笠売くらいである。<sup>(37)</sup>やはり国造任命が遅かつたのがその因であらう。

#### 四 美濃国造

当国造については『旧事紀』国造本紀に、「三野前国造。春日率川朝、皇子彦坐王子八瓜命、定賜国造」、そして引き続き「三野後国造。志賀高穴穗朝御代、物部連祖出雲大臣命孫臣賀夫良、定賜国造」と記されている。すなわち美濃国造には前国造と後国造がいて、前者は開

化皇子ヒコイマスの裔すなわち丹波氏族、そして後国造は物部氏族であるとされる。

まず前者であるが、『古事記』開化段に、皇子ヒコイマスの子の「神大根王、亦名八瓜入日子王（中略）神大根王者、三野国之本菓国造・長幡部連之祖」とある。そして更に景行段に、「三野国造之祖、大根王之女、名兄比売・弟比売二嬢子（中略）大確命、娶兄比売、生子、押黒之兄日子王。此者三野之宇泥須和氣之祖。亦、娶弟比売、生子、押黒弟日子王。此者牟宜都君等之祖」とある。

以上より、三野前国造すなわち本菓国造すなわち三野国造であり、その初代はオホネ王（別名ヤツリ命）ということがわかる。そして景行皇子のオホウスがその娘との間に儲けた弟彦王が武儀ツ君の祖となったということである。ちなみに最後の話は『日本書紀』にもみえ、景行四年二月是月条に、「天皇聞美濃国造、名神骨之女、兄名兄遠子・弟名弟遠子。並有国色。則遣大確命、使察其婦女之容姿。時大確命便密通而不復命。由是恨大確命」とあって、やはり美濃国造ホネ王の娘と大確が密通したことが記され、更に四十年七月戊戌条に、「大確が東国征討派遣から逃げたので」「因此遂封美濃、仍如封地。是身毛津君・守君凡二族之始祖也」とある。これは『古事記』景行段にも「大確命、守君・大田君・島田君之祖」とあって、ムゲツ君に加え守君・大田君の祖とされることが確認できる。

ちなみに『姓氏録』にも、左京皇別に「牟義公、景行天皇皇子大確命之後也。守公、牟義公同氏、大確命之後也」、あるいは河内国皇別に「大田宿祢、大確命之後也（一氏略）守公、牟義公同祖、大確命之後也、日本紀漏。阿礼首、守公同祖、大確命之後也」、また和泉国皇

別に「池田首、景行天皇皇子大確命之後也、日本紀漏」とみえ、ムゲ・守・大田・阿礼・池田などの祖となったことがわかる。

これら諸氏族の足跡は、まず池田氏は池田郡及び同郡・可児郡池田郷にその名を留めている。次に大田氏は安八・大野両郡に大田郷があり、さらに美濃国神名帳大野郡に正三位の大田大神を載せる。安八・大野両郡にわたる大田氏の存在が想定される。

守部氏については、貞観一四年（八七二）三月九日の貞観寺田地目録（仁和寺文書）に「安八郡大領守部秀名」が見え、安八郡での勢威がうかがわれる。大原神社のある安八町森部は守部氏の本貫であろう。<sup>39</sup>大宝二年の春部里戸籍・本菓郡栗栖田里戸籍・肩県郡肩々里戸籍・山方郡三井田里戸籍・加毛郡半布里戸籍には守部が多くおり、<sup>40</sup>『三代実録』貞観十年（八六八）七月十二日条に「美濃国池田郡人守部秀刀自」、天平勝宝二年（七五〇）四月二十二日の美濃国司解（『東南院文書』伍櫃十一）にも「可児郡駄家郷戸主守部麻呂」がみえる。<sup>41</sup>

阿礼（漏）氏は、藤原宮跡出土木簡に「癸未年七月 三野大野評阿漏里 阿漏人（後略）」と評制下に里名としてみえる。天平勝宝二年（七五〇）四月六日の仕丁送文（丹裏古文書）には「阿漏人大嶋（年十七。美濃国大野郡上荒郷戸主阿漏人小寸戸口）」、「阿漏君国麻呂（年十八。美濃国大野郡上荒郷戸主牟下百国戸口）」とあって、阿漏里が上荒郷と恐らく下荒郷に分かれたことがうかがわれ、また、阿漏氏の居住も確認される。<sup>43</sup>

ムゲ氏については、『日本歴史地名大系 岐阜県の地名』（平凡社、一九八九年）の「武儀郡」に、「大化前代に牟義都国があり、国造は牟義都氏（牟宜都・牟義津・牟下津・牟義・武義・身毛などとも記

す)であった。北は郡上郡、西は山県郡、東は加茂郡を含んだいわゆる北濃地域一帯で、中心は現美濃市・関市の平野部であったとみられる」とあるとおりである。関市池尻にある弥勒寺跡は法起寺式の伽藍配置をもち、身毛君氏の氏寺として壬申の乱後の白鳳期後半に創建されたと考えられている。

前掲の諸史料からもわかるが、『続日本紀』所引「上宮記」の有名な応神から継体までの系譜記述にも「牟義都国造、名伊自牟良君」とあり、ムゲ国造の姓は君姓であった。著名な人物として壬申の乱の際、大海人皇子方に立って活躍した身毛君広がいるが、早くに『日本書紀』雄略七年八月条には、身毛君丈夫がみえる。

一族の繁衍ぶりはめざましく、天平十七年八月一日類収の知識優婆塞貢進文(正倉院文書。続修二十八)に、美濃国方県郡村部郷戸主牟下都否麻呂、天平勝宝二年(七五〇)四月六日の仕丁送文(丹裏古文書)に「美濃国大野郡上荒郷戸主牟下百国」など無姓のムゲ氏、天平勝宝二年(七五〇)四月二十二日の美濃国司解(東南院文書)に「武義郡揖可郷戸主武義造宮廬」と造姓がみえるが、何と言っても大宝二年(七〇二)の御野国加毛郡半布里戸籍(正倉院文書)には、牟下都君族・牟下都君族、牟義君族、無姓の牟下(義)津、牟下津部、牟下(義)部、などとともに牟下津造がみえ、中濃地方に古代豪族身毛君氏一族が広く分布していたとみられる。<sup>46)</sup>

最後に本巢国造については、本巢郡には美濃郷があり、当国造すなわち美濃前国造の本拠地と考えられる。平城宮跡出土の和銅四年(七一)の木簡にも「三野国本須郡三野部(後略)」とみえる。<sup>49)</sup>なお、和銅八年七月に本巢郡の東部を分割して席田郡が建てられたが、『続

日本後紀』承和七年四月二十三日条では、席田郡人である国造真祖父が疲弊した東山道の坂本駅の再建にあたっている。この国造も当然、美濃(本巢)国造の意である。

以上、美濃前国造すなわち本巢国造及びムゲつ国造は、安八・池田・大野・本巢・肩県・武儀・山県・加茂・可児など、主に西濃・中濃の諸郡にその痕跡があるが、やはり中心は武儀とその周縁の肩県・山県・加茂などが多く、特にムゲつ氏に限れば、その色が濃い。中濃を本拠として、やや西濃へも勢力を及ぼしていたという構図が描けよう。

次に美濃後国造すなわち物部氏族の痕跡について調べてみると、多芸郡物部郷に名を留めており、『続日本紀』宝龜八年(七七七)十一月八日条に「左京人正八位下多芸連国足等二人賜姓物部多芸宿禰、美濃国多芸郡人物部坂麻呂等九人物部多芸連」とあって、多藝郡の物部は中央にもつながる有力な地方氏族であることがうかがわれる。その後国足は外従五位下中宮少進から、因幡介・越中介・中宮大進を経て従五位下・図書助になっている。<sup>50)</sup>『三代実録』貞観六年(八六四)八月十七日条には、太政官史生正八位下物部吉宗の本貫を美濃国多芸郡より山城国愛宕郡に移すという記事が見える。国足の一族であろう。

美濃国神名帳にも多芸郡に従四位上物部明神があり、多芸郡の物部(物部多芸氏)の本拠地と考えられる。また、『延喜式』神名帳に載る多伎神社は現養老郡養老町三神町の多岐神社に比定されている。同社は物部多芸氏の祖神を祀ると伝え、社域中にある古墳も物部多芸氏のものと考えられる。

東隣の安八郡にも物部郷がある。『続日本紀』和銅元年(七〇九)

三月二十七日条に「安八郡人国造千代妻」とあり、この国造は美濃国造の意であろう。さらに北東の本巢郡にも物部郷があり、美濃国神名帳には、本巢郡に従五位下物部明神を載せる。大宝二年（七〇二）の御野国本巢郡栗栖太里戸籍（正倉院文書）には物部姓が多くみえる。本巢郡には安堵郷もあり、物部氏と同族関係にある阿刀氏の居住が想定される。阿刀氏に関しては、阿刀部・阿斗部が「山方郡三井田里」「肩原郡肩々里」「加毛郡半布里」にも分布している（大宝二年「御野国戸籍」正倉院文書）。三戸籍には、当然ながらかなりの数の物部氏もみえる。

次に本巢の東の厚見郡においても、天平勝宝二年（七五〇）四月二十二日の美濃国司解（東南院文書）に「厚見郡草田郷戸主物部足麻呂」（婢乎久須利売の主人）、平城宮跡出土木簡に「表）美濃国厚見郡草田郷（裏）物部□□米六斗」などがみえる。<sup>51</sup> 本郡には式内物部神社があり、物部氏の主要な根拠地の一つであると思われる。

同郡には穂積郷もあり、物部氏同族の穂積氏の拠地と考えられる。「本實郡栗栖太里」「山方郡三井田里」「加毛郡半布里」にも穂積および穂積部が多くみえる（大宝二年「御野国戸籍」正倉院文書）。

なお、『続日本紀』神龜元年（七二四）五月辛未（十三日）条に、正六位上物部用善に物部射園連を賜ったこと、天応元年（七八一）六月丙申（九日条）に、正六位上物部射園連老に外従五位下を授けたこと、が見える。大同元年（八〇六）牒（『新抄格勅符抄』）によると、射園神に美濃国神封一戸が寄せられているが、物部射園氏関連の神社と考えてよからう。当国に物部神社が多いが、式内社は本郡のものであり、本郡物部神社すなわち射園社ではなからうか。<sup>52</sup> 神龜の賜姓

記事から物部射園氏は渡来系であることがうかがわれるが、厚見郡は各務勝が郡領であるなど、<sup>53</sup> 渡来色の強い地域である。前述の穂積氏が押山・祖足など外交活動の見える氏族であるのも偶然ではなからう。<sup>54</sup>

厚見郡には三宅郷もあり、屯倉の存在が想定される。後国造が管掌していたのではなからうか。当郡は物部の分布が顕著な美濃国にあって、その中心的な地域といえよう。三野後国造の本拠地として当郡が考えられる。

武儀郡にも跡部郷があり、物部同族の阿刀部（阿斗部）氏の居住が想定される。先にも述べたが、大宝二年（七〇二）御野国戸籍（正倉院文書）「加毛郡半布里」に阿刀部井手売・同弥奈利売・同加比売、「山方郡三井田里」に阿刀部安豆・阿斗部古都売、「肩原郡肩々里」に阿刀部麻呂の名がみえるなど、阿刀部氏は中濃地域一帯に広く分布していたが、当郷はその本貫地と考えられる。

最後に可児郡には矢集郷があり、『新撰姓氏録』左京神別天神に「矢集連。同上（伊香我色乎命之後也）」、右京神別天神に「箭集宿禰。同上（同神（ニギハヤヒ）六世孫伊香我色雄命之後也）」などとみえる、物部同族の矢集氏の拠地である。『日本書紀』天武十三年（六八四）十二月二日条で、矢集連らとともに美濃矢集連に宿禰の姓が与えられており、有力な古代豪族であったと考えられる。ちなみに大宝二年（七〇二）の御野国戸籍（正倉院文書）の加毛郡半布里・各牟郡中里・味蜂間郡春部里の各戸籍巻末の国司署名部分には、「少目追従八位上矢集宿禰宿奈麻呂」の署名がある。<sup>55</sup>

以上見てきたように、物部氏族すなわち美濃後国造の勢力は、中濃・東濃にも及んでいるものの、やはり中心は西濃である。それを典

型的に示すのが物部神社であり、『美濃国神名帳』には、多芸郡に従四位上物部明神、多芸郡から分かれた石津郡に従六位上物部補劔明神、安八郡に従五位下物部明神、大野郡に従五位下物部津明神、本巢郡に従五位下上物部明神、方巢郡に従五位上物部明神、厚見郡に従五位下（以下同）物部明神・物部財主明神・物部財公明神と、全て西濃に所在している。物部郷が多芸・安八・本巢にあるのもこれと符合しよう。

『倭姫命世記』には、倭姫命が尾張國中島宮に至ったときに、船などを献上したのが、美濃国造と美濃県主角鏑であったとする。後者の美濃県主角カブラは初代美濃後国造の臣カブラのことであろう。であるならば前者の美濃国造は美濃前国造のこととなる。つまりいつのころか、美濃国造は皇別の美濃前国造から、もともとは県主であった物部氏族の美濃後国造に交替したと考えられる。美濃前・後国造の前後については、国名によくある（肥前・肥後など）都からの遠近をあらわしたものとすると、時代の先後と解する説と二つあるが、前者については、既述のごとく後国造のほうが西濃中心で都に近いことから成り立たない。国造本紀が前者を開化朝、後者を成務朝とするのは、そのままには信じられないとしても、時代の先後は強ち誤っていないであろう。

美濃県主の存在を示すものとして、『日本霊異記』の「美濃国方県郡水野郷楠見村有一女人、姓県氏也」という記事があげられる。方県郡には美濃国神名帳にみえる方県津神社があり、この県氏すなわち県主の奉斎と考えられよう。本殿、拝殿など鎮座地は前方後円墳の上にあつて、県主の奥津城と推測される。美濃国造と美濃県主は倭姫命に船を奉つたが、これは彼らが三川（揖斐・長良・木曾）に囲まれた地

域の故、水運に長けていたからであろう。特に県主のほうが二隻の船を献上し、しかも自ら作つてそれぞれに「天の曾已立」「天の御都張」と名前までつけているのは、「方県津」神社の名にふさわしく、県主は当津を管掌し、水運に慣れ親しんでいたと思われる。

大宝二年（七〇二）御野国肩原郡肩々里戸籍（正倉院文書）においても、その子孫と目される国造氏が有力で、例えば奴婢五十九人を含む九十六人の戸口をもつ国造大庭の戸は、御野国戸籍のなかで最大の戸である。また、戸主の次男である小方は当時七歳であるが、『続日本紀』宝龜元年（七七〇）四月一日条では「美濃国方県郡少領外従六位下国造雄万献私稻二万束於国分寺、授外従五位下」とみえ、政治的にも経済的にも、大きな勢力を持っていたことがうかがえる。

以上見てきたように、美濃国造は遠江国造とは逆に、県主のほうが後に国造となった事例である。

### おわりに

遠江国造、穂国造、山代国造、美濃国造を取り上げて、二つの国造の存在形態の様相を見てきた。全て違う類型であったが、何らかの結論・議論を出すには、全国に考察対象を広げるべきであろう。

山背の北方に勢力を張っていた葛野主殿県主（カモ県主）や南方の栗隈首・水主直、そして遠江の浜名県主、美濃の県主・国造やムゲ国造など、いずれも水に何らかの関連が認められる。さりとてこれもまだまだ分析材料不足である。

今後さらに考察対象を広げることを約して、ひとまず中間報告としての蕪雑な稿を閉じたい。

註

- (1) 『古事記』『日本靈異記』は新日本古典文学大系(岩波書店)、『先代旧事本紀』は鎌田純一校本(吉川弘文館、一九六〇年)、『新撰姓氏録』は佐伯有清校本(吉川弘文館、一九七一年)、『日本書紀』以下六国史、『延喜式』『倭姫命世記』『新抄格勅符抄』は新訂増補国史大系(吉川弘文館)、正倉院文書は『大日本古文书』(東京大学出版会)、『神宮雜例集』『美濃国神名帳』は神道大系。また、検索に東京大学史料編纂所データベース、奈良文化財研究所木簡庫を用いた。
- (2) 別名は武夷鳥命・天夷鳥命・天日照命など。いづれにせよ「ヒナ(ラ)ト(テ)リ(ル)」となり、後ろ二音はt音・r音である。前から二音目はrかnであるが、この二音が通用することは、駿河・播磨・平群・飲(入)鹿・韓(カラ・カリ)・乾(同前)・讀良・新羅・敦賀・満(マリ・マロ)・群馬などの表記をあげるまでもなからう。
- (3) のちの山名・周智両郡を疆域とする。
- (4) 疆域はのちの佐野郡か。
- (5) 美志印は例えば美志町(待、坊、街)などの訛字ではなからうか。
- (6) 太田亮氏の研究によれば、東海道は物部氏族の最も多い地であるという。伊勢には度会郡の新家連・伊勢荒比田連・物部伊勢連、員弁郡の猪名部造、飯高・一志両郡に物部神社、奄芸郡の菴芸物部、尾張愛知郡物部郷、丹羽郡穂積郷、春部愛知両郡に物部神社・尾形連、三河く伊豆国造、甲斐山梨郡の物部神社、相模愛甲郡人物部国吉、高座郡大庭郷、下総千葉郡物部郷、匝瑳郡に物部匝瑳連、常陸久慈国造、同佐竹郷に佐竹物部、信太郡、奥州宮城・信太両郡の物部信太連、と連なる(『日本古代史新研究』(磯部甲陽堂、一九二八年)。二〇六・七頁)。
- (7) 『新撰姓氏録』撰津国神別天神に「佐夜部首。同上(伊香我色雄命之後也)」とある。
- (8) 彼の母は、三川穂国造の美己止直(朝廷別王)の妹伊佐姫である。
- (9) 磐田郡の郡司として主帳無位若湯坐部龍麻呂、郡散事に物部石山

- がみえる。若湯坐部は、天孫本紀に大呼布命が若湯坐連らの祖とあり、また『姓氏録』左京神別天神に「若湯坐宿祢。石上同祖」、撰津国神別天神に「若湯坐宿祢。石上朝臣同祖。神饒速日命六世孫伊香我色雄命之後也」、河内国神別天神に「若湯坐連。膽杵磯丹杵穗命之後也」とみえるように物部氏族である。
- (10) 磐田郡には淡海国玉神社もある。また、山名郡の山名郷・山名神社は物部山無媛(印葉連の姉)に縁故あらんかとされる。また平城宮跡出土木簡(『平城宮木簡』五一六二一八)に「外大初上物部浄人年卅一 遠江国荒玉郡人□字□年遣高麗使叙位」とあり、『続日本紀』天平宝字二年(七五八)十月二十八日条にみえる帰国した遣渤海使への叙位記事に対応すると考えられている。
- (11) 輪租帳に物部賀佐麻呂、新居郷物部白麻呂、『万葉集』卷廿に国造丁長上郡物部秋持、長下郡物部古麻呂、『日本靈異記』下卷卅五に榛原郡人物部古麻呂、『元亨釈書』廿九に針原郡人物部古。また、城飼郡に高橋郷あり。天孫本紀に物部建彦連公は高橋連の祖とし、『姓氏録』には河内国神別天神に「高橋連 同神(ニギハヤヒ)十四世孫伊己布都大連之後也」、右京神別天神に「高橋連。同上(同神七世孫大新河命之後也)」、山城国神別天神に「高橋連。同神十二世孫小前宿禰之後也」。同郡に内田庄あり。右京神別天神に「内田臣。同上(同神六世孫伊香我色雄命之後也)」。
- (12) 土師氏は平安時代に秋篠・大江・菅原などの諸氏に分かれる、出雲氏族の中心氏族である。
- (13) 藤原宮跡出土木簡(『藤原宮』(奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第25冊)一三一)に「同(長田評)佐除里土師得末呂」とある。
- (14) さらに広い大井川は遠江と駿河の国境である。
- (15) 応神裔・秦氏に関わる地名として、周智郡の大田・依智郷、城飼郡土形郷・比木村(院政期に郷)、榛原郡榛原郷などがある。『古事記』応神段に「大山守命者、土形君・幣岐君・榛原君等之祖」、『日本書紀』応神天皇二年三月壬子条に「凡是天皇男女并廿王也。根鳥皇子、是大田君之始祖也。大山守皇子、是土形君・榛原君、凡二族之始祖也」。なお、『続日本紀』宝龜二年(七七七)三月辛酉条にみ

- える。「秦原郡主帳无位赤染造長浜」は、同八年（七七七）四月乙未に常世連を賜うが、同氏は『姓氏録』左・右京・河内諸蕃に燕の公孫淵の裔とある渡来系氏族である。垂仁紀の常世とはすなわち遼東公孫氏のことであろう。なお山梨県主と甲斐国造も当国と同類型か。
- (16) 『古事記』孝元段に「建内宿祢之子（中略）許勢小柄宿祢者、許勢臣・雀部臣・輕部臣之祖也。（中略）蘇賀石河宿祢者、蘇我臣・川辺臣・田中臣・高向臣・小治田臣・桜井臣・岸田臣等之祖也」。
- 『姓氏録』も類同。なお、三河国司の初見は許勢朝臣祖父である（『統日本紀』大宝元年（七〇一）正月廿三日条）。
- (17) 後者は、山代直祖ともある。
- (18) 山代太古の地域史については、拙稿「畿内の古代豪族」（『畿内制（講座）畿内の古代学 第一巻』雄山閣、二〇一八年）。この尾張系国造にも僅かに触れた。
- (19) 丹波が後に丹後を分出したため、丹波国造の本拠地である丹波郡丹波郷は丹波ではなく丹後になってしまったのも、似たような事例である。『丹後地域史へのいざない』（思文閣出版、二〇〇七年）。
- (20) 以下の尾張氏に関する記述は、太田亮「八坂入彦と尾張氏の濃尾移住」（『歴史地理』二五巻五号、一九一五年）。
- (21) 忍人とタセの間が、天トメ・建トメ・妙トメなど個性のない区別のつかない人名で埋められていたり、忍男が再掲されるなどの混乱があるのは、系統が移ったことによる。
- (22) 太田亮氏は、タセの一両三世代後が、尾張国造の祖であるヲトヨと推測される。ヲトヨは得玉彦と同時代と考えられるが、にもかかわらず天孫本紀には曾孫の世代とする。これは系統が移ったものを接いだからである。中臣系図が欽明朝の鎌子の次に継体朝の黒田を接いだために、鎌足までの世代が伸びてしまったのと同様である。
- (23) モロスミは代々の地葛城高尾張にいて、妻モロミコの父葛城国造祖大モロミ宿祢を通じて、葛城の地の権益を受け継いでいたのだろう。後に葛城氏族本宗となった蘇我氏に尾張氏は隸することとなる。
- (24) 父の名の玉を継いでいることも、氏上相承を想像させる。
- (25) つまり稲荷山鉄剣銘の相承系譜に類するものとなる。同系譜冒頭に直系で書かれる「オホヒコータカリトヨカリ」も、実際は大彦、その孫の田心（イナコジの子）、その従兄弟の豊韓（ヌナカハの子）となる。以降も、後の膳・高橋氏につながる系統や佐々木氏の系統、阿倍氏の系統などを行き来している。
- (26) 尾張連・六人部連・伊福部・石作に続けて記される。
- (27) ニギハヤヒとホアカリを同一、あるいは互いの別名とする所伝もある。
- (28) 厩戸の弟の殖粟は、久世郡殖粟郷に因るものである。
- (29) 県主や伴造であれば、首姓となってもおかしくない。尾張氏族では他に、螻王部首（『姓氏録』大和）・刑部首（『同書』摂津）がみえる。
- (30) 天孫本紀に見える「山代県主（祖長溝）」は、あるいはこの一族であろうか。
- (31) 水主神社は中世に至るも、貴船などと並んで祈雨・雨乞の信仰対象となる。
- (32) この地域は、水主から栗隈を経て宇治に至るまで、古墳その他の遺跡が多く、また消長もかなり判明しているので、文献資料の記述とも相まって、地域権力の形成や移動・変転の八世紀以降までの様子を詳細に描きうるが、別の機会に譲る。
- (33) 『大日本古文書』四一一二七。
- (34) 『大日本古文書』二一三三六。山背忌寸もみえる。
- (35) 『平安遺文』二一四二五。上村刀祢で内豎の栗前は信が署名している。
- (36) 『大日本古文書』一一五〇九。山背忌寸嶋売の次に載す。
- (37) 『大日本古文書』一一三六五。
- (38) 『平安遺文』一一一六〇。「若女庄地十六町九段百六十二歩在安八郡」とみえる田のうち六町の領主。
- (39) 安八町南部には名森という地名もある。
- (40) 『大日本古文書』一。
- (41) 『大日本古文書』三一三九〇。婢棕売の主人。
- (42) 『大日本古文書』二五一一四三・一四四。

- (43) 『和名抄』では上杖・下杖郷とある。
- (44) 揖斐郡谷汲村の横蔵寺蔵の大般若波羅蜜多經の永和四年（一三七八）四月七日の奥書にも「武儀郡池尻郷於弥勒寺」とある。
- (45) 『大日本古文书』二四—三〇四。
- (46) 『大日本古文书』二五—一四四。戸口に阿漏君国麻呂。
- (47) 『大日本古文书』三一—三九〇。奴豊麻呂の主。
- (48) これら本拠地に残ったものたちとは別に、『延喜式』主水司によれば、前年冬の土王に牟義都首が若水を汲むための井戸をさらい清める祭を行い、立春の暁に清浄な若水を汲んで主水司に付すと規定されており、都に在住の一族もいた。出身地不明であるが、天平十七年四月二日左京職移（正集四）に「直丁武宜都広磨」（『大日本古文书』二—四一五）、また写経師に武宜乙麻呂がいる。なお、半布里については、弥永貞三「御野国加毛郡半布里戸籍の故地について」（『地方史研究』十二卷二・三号、一九六二年）、吉川真司『飛鳥の都』「おわりに」（岩波書店、二〇一一年）。
- (49) 糸貫町見延付近に比定される。同地は江戸時代初めには美濃部村と記され、のち見延村となった。栗栖田里戸籍に三野部麻衣売がみえる。
- (50) 中宮に出仕しているのは、あるいは湯沐以来の伝統であろうか。『日本後紀』散逸のため、以降の官歴・没年などは不明である。
- (51) カヤタと訓み、『和名抄』の皆太郷に比定される。
- (52) 大同元年牒には他に美濃のものとして花長神（大野郡）が見え、式内社である。
- (53) 『三代実録』貞観八年（八六六）七月九日・廿六日条。『続日本紀』延暦七年（七八八）九月三日条には「美濃国厚見郡人翠鹵浜倉賜姓羹見造」と渡来系の住人がみえる。
- (51) 物部連にも奈率の用哥多（『日本書紀』欽明天皇五年二月条）など、外交で活躍した人物が少なくない。なお屋形連は物部麻伊古連の裔で（天孫本紀）、笛吹姓だった時期もある（『三代実録』貞観二年（八六〇）五月廿三日条）。
- (55) 後世、国司の掾・目・史生など以下には、在地氏族が任せられる。